

はじめに

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下「本委員会」という。）は、平成24年8月25日施行の「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会設置要綱」に基づいて設置された。その後、市議会において法令上の設置根拠について疑義が出され、同年10月11日に「大津市附属機関設置条例」とともに、「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則」が制定されたことにより、条例に基づき市長の附属機関となった。

本委員会の設置目的は、平成23年10月に自殺した大津市立中学校2年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、自殺の原因、学校の対応等について考察するとともに、再発防止について青少年の健全育成の観点も踏まえて審議することであった。なお、本委員会設置の当初から、自死の原因に関係して自死した子どもの家庭環境を調査対象とすべきかどうか論議となったが、条例の制定によりこの点も含んだ調査対象となることが確認された。

本委員会の構成は、元教員で教育評論活動をする大学教授、教員として生徒指導に従事した経験のある大学教授、学校長の職を経た後に臨床心理士としてスクールカウンセラーの職務に就いている大学教授、学校現場を研究の対象とする大学教授、元裁判官で少年事件に取り組んでいる弁護士、学校事故・事件の遺族のサポートに取り組んできた弁護士であり、各委員の立場や考え方は多様であった。そこで、議論を建設的なものとし、報告書を有意義なものとするために、以下の事柄を共通事項として調査に取り組んできた。

先ず何よりも重視したのは、第三者という立場で「公平」、「中立」の視点で、先入観なく事実調査に徹するということであった。そのためには、関係者からの事情の聴き取りには労を惜しまず、学校、教育委員会を通して収集した資料の正確性を可能なかぎり検証しなければならないということ合意した。その結果、本委員会で行った事情の聴き取りは全62回に及び、聴き取り対象者は重複者を含め全56人、延べ95時間に及んだ。

また、各委員間で確認した調査のポイントは、①教育現場の生徒や教員たちに寄り添いその言葉に耳を傾けること。②亡くなった生徒が何故死を選んだのかを忘れないこと。③遺族の視点（我が子の教育を学校に委託し信頼してきた親らが、学校で何があったかを強く知りたいと願うことは当然のことである。学校の設置者である大津市には、遺族に対し説明責任があり、本委員会はその責任を誠実に果たさなければならないと考えた。）を忘れないこと。④加害をしたとされる生徒の視点をしっかりと受け止めること。⑤その上で事実解明に当たること、であった。

本報告書の構成は、第I部として、起こった事実を明らかにし、いじめか否かを認定し、自死の原因について考察した。具体的には、先ず、学校内で起きたいじめと目

される事実及び教員の動き等を時間の流れに従って忠実に記載し、また、学校外と亡くなった生徒の家庭の領域で起きた事実も記載した。次に、アンケート等に指摘されたいくつかの重要な事実で明確に認定できなかった事実について検討した。さらに、亡くなった生徒に家庭問題（特に■■■）があったのかについて検討した。その上で、明らかにした事実をもとに、①加害をしたとされる生徒それぞれについて認定したいはじめと目される行為がはじめと言えるのかどうか。②自死の原因は何処にあったのかについての考察をした。最後に、本委員会が認定した事実関係から浮き彫りになった問題点を抽出した。

第Ⅱ部として、学校、市教育委員会の事後の対応を検討し、第Ⅰ部と同様に、亡くなった生徒の自死以後の学校、市教育委員会の動きを具体的に記述し、そこから浮かび上がる学校、市教育委員会、両者共通の各問題点を抽出した。その他、マスコミの問題など、その他の問題を抽出した。

第Ⅲ部として、以上の検討を踏まえて、子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた、再発防止に関する提言をした。

本委員会は、本報告書の作成に際して、過去に作成された複数の同様の報告書を可能な限り入手して参考とした。こうした過去の業績を踏まえつつさらに教育現場を良くする方法は何かという観点でも議論したことも付言しておく。